

土砂災害ハザードマップ

箇所番号：Ⅱ-2-98-881, Ⅱ-2-99-882

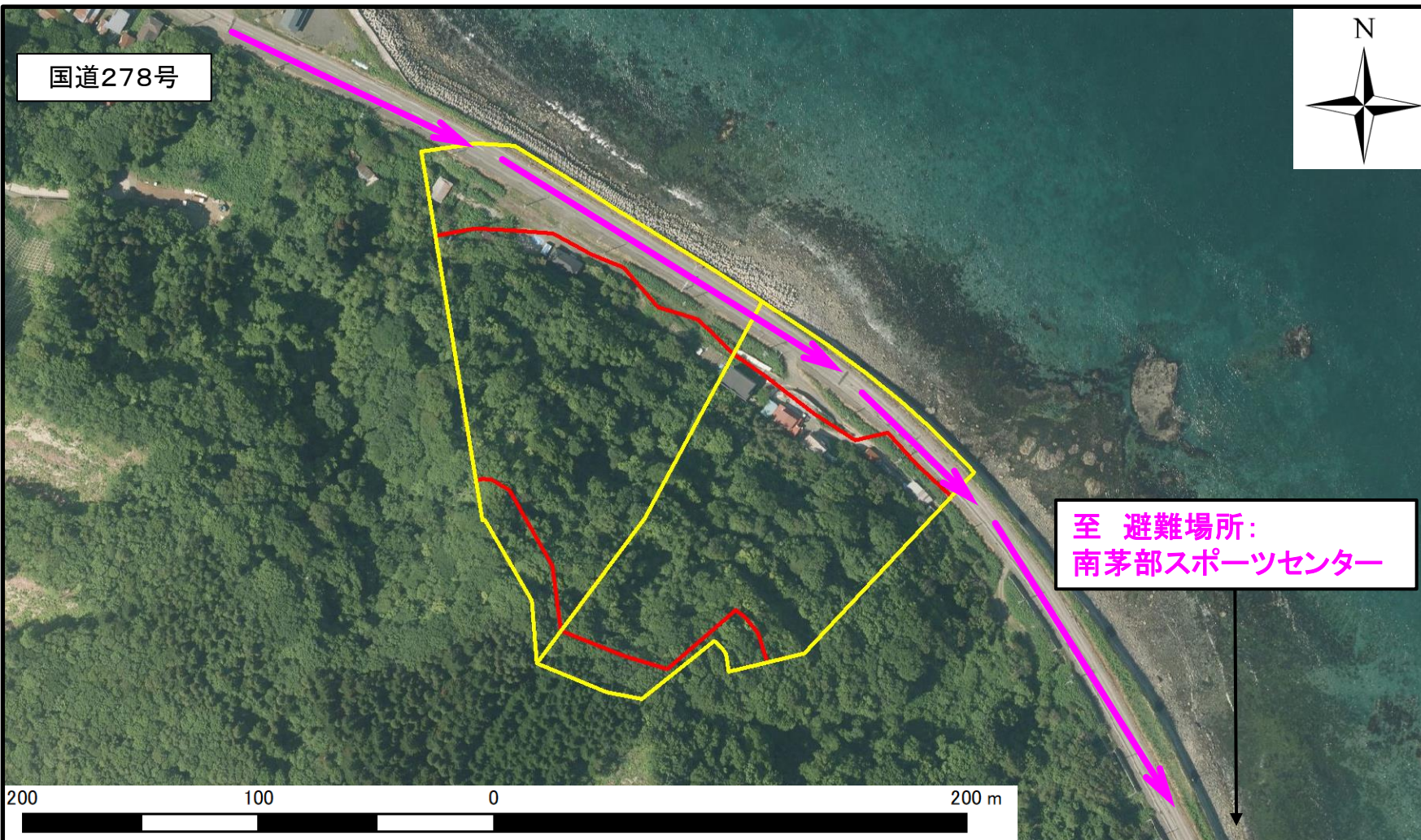
【函館市双見町3】
南茅部 磯谷1・2地区

○土砂災害に関する問い合わせ
渡島総合振興局
函館建設管理部 (代表)0138-47-9400

作成年月日：令和5年4月
発行元：函館市南茅部支所地域振興課 0138-25-5114
避難場所：南茅部スポーツセンター 0138-25-5039

※このマップは、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」第8条に基づき、警戒区域が指定された地域を対象に作成・配布するものです。

[自然現象の種類：急傾斜地の崩壊] (注意)この航空写真は配布時点のものではありません。(一部に国土地理院の空中写真を利用)



重要です！

避難が必要な場合は、緊急速報メールや防災行政無線などで避難情報を発令します。また、発令前であっても自ら危険を感じた場合は、自主的に安全な場所へ避難しましょう。

位置図(1:25,000)

(図の上位が北を示す)



テレビやラジオなどで積極的に雨量、予報、警報などの情報を入手しましょう！
また、以下のホームページや函館市ANSINメール、函館市防災ツイッターでも情報を発信しています。

北海道防災情報 <https://www.bousai-hokkaido.jp/>
函館市災害・緊急情報 <https://www.city.hakodate.hokkaido.jp/docs/2021110200164/>
函館地方气象台 <https://www.jma-net.go.jp/hakodate-c/>
函館市ANSINメール <https://www.city.hakodate.hokkaido.jp/docs/2014032000172/>
函館市防災ツイッター https://twitter.com/bousai_hakodate/

凡 例

項目	記号
土砂災害警戒区域	
土砂災害特別警戒区域	
避難場所	
主な避難経路	

◎黄色で囲まれた範囲(土砂災害警戒区域)は、「土砂災害が発生した場合、住民の生命又は身体に危害が生じるおそれのある区域」です。

◎赤色で囲まれた範囲(土砂災害特別警戒区域)は、「土砂災害が発生した場合、建築物に損壊が生じ、住民の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれのある区域」です。

・土砂災害区域等のお住まいの方は、大雨のときには警戒避難が必要となりますので、注意してください。

・また、土砂災害警戒区域以外の箇所でも土砂災害の発生する可能性がありますので、自分の住んでいる家の周辺の斜面や溪流、避難所などを確認しましょう。